

NBS



耐火建築物等としなければならない特殊建築物等

項目	用途	建築所準法第27条第1項に適合しなければならないもの		耐火建築物としなければならないもの	耐火建築物、準耐火建築物としなければならないもの
		当該用途に供する階	当該用途に供する部分の床面積の合計	当該用途に供する部分の床面積の合計	当該用途に供する部分の床面積の合計
(1)	劇場・映画館・演芸場	3階以上の階、主階が1階にないもの	客席200㎡以上、屋外観覧席1,000㎡以上		
	観覧場・公会堂・集会場	3階以上の階			
(2)	病院・診療所・ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎・児童福祉施設等	3階以上の階	2階部分300㎡以上 病院、診療所は2階に患者収容施設があるもの		
(3)	学校・体育館・博物館・美術館・図書館・ボーリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場	3階以上の階	2,000㎡以上		
(4)	百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店・物品販売業・(加工修理業を含む)の店舗 > 10㎡	3階以上の階	3,000㎡以上 2階部分 500㎡以上		
(5)	倉庫		3階以上の部分200㎡以上	3階以上の床面積の合計が200㎡以上	1,500㎡以上
(6)	自動車庫・自動車修理工場・映画スタジオ・テレビスタジオ	3階以上の階		3階以上の階	150㎡以上
(7)	建基令第116条の票の数量以上の危険物の貯蔵又は処理場				全て



NBS

西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ